

会議録

会議の名称	平成28年度 第3回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成28年12月26日(月) 18:52~19:56
開催場所	西東京市防災センター 講座室2
出席者	<p>【委員】須加委員(会長)、熊田委員(副会長)、清水委員、高橋委員、阿委員、海老澤委員</p> <p>(欠席者) 大久保委員、石田委員、浅野委員、綿委員</p> <p>【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、健康福祉部主幹2名、生活福祉課調整係長、同係主事2名</p>
議題	<p>1 諮問事項についての審議</p> <p>「介護予防事業(トレーニングマシン一般開放)について」</p> <p>「第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」</p> <p>2 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 第2回会議までの主な質疑と意見</p> <p>資料2 介護予防事業(トレーニングマシン一般開放)について(答申)案</p> <p>資料3 第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方(答申)案</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長</p> <p>平成28年度第3回西東京市保健福祉審議会を開始する。</p> <p>本日は、前回諮問を受けた2件の諮問事項についての審議を行う。</p> <p>○会長</p> <p>本日欠席の委員はいるか。</p> <p>○事務局</p> <p>大久保委員、石田委員、浅野委員、綿委員が欠席である。定足数は満たしているので会議は成立している。</p> <p>○会長</p> <p>本日の会議の傍聴希望はあるか。</p> <p>○事務局</p> <p>ない。</p> <p>○会長</p> <p>次第に従い進行する。事務局より、資料の説明を求める。</p> <p>○事務局</p> <p>— 配布資料の確認 —</p>	

○会長

前回の会議録について、訂正はあるか。

— 訂正なし —

それでは、会議録を確定する。

<諮問事項の審議>

○会長

まず、前回会議での主な質疑・意見について、説明を求める。

○事務局

— 資料1について説明 —

○会長

資料1について質問などあるか。

特に無いようなので、審議に入る。

それでは、「介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について」事務局が答申案を作成しているので、説明を求める。

○事務局

— 資料2について説明 —

○会長

付帯意見がついているが、その趣旨は何か。

○事務局

前回までの会議で、委員から無料を継続すべきとのご意見を多くいただいているために、今回の答申案は、無料を継続すべきとして作成しているが、中には利用者の固定化の予防の観点から、有料化してもよいのではとのご意見もいただいているため、引き続き有料化を検討すべきであるとの付帯意見を付しているものである。

○会長

意見などはあるか。

○委員

答申理由の中で「トレーニングマシン（一般開放）」と「トレーニングマシン一般開放」と2つの言葉が使われているが、その使い分けはどのようにしているのか。

具体的には、答申理由の2行目と7行目は、「トレーニングマシン（一般開放）」だが、6行目は、「トレーニングマシン一般開放」となっている。

これらの言葉の使い分けはどうなっているか。

○委員

諮問事項では、「介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）」となっているので、答申でも、諮問事項と同じ形にした方が読みやすいと思う。

○事務局

5行目の「トレーニングマシンを用いる一般介護予防事業」と6行目の「トレーニングマシン一般開放」は同じものを指している。7行目の「トレーニングマシン（一般開放）」が今回諮問している事業を指しているものである。6行目の「トレーニングマシン一般開放」を削除するとわかりやすくなる。

○会長

指摘のあった諮問事項の記載と統一するかという点はどうするか。

○委員

最初に言葉の定義をしたほうがよい。

○会長

「一般介護予防事業」というのは、新しい総合事業の中の言葉か。

○事務局

そうである。従来の「一次予防」及び「二次予防」がひとつになったものである。

○会長

その点から言えば、「一般介護予防事業」というのは、国が定めている名称である。

一方で、諮問事項で言っている「介護予防事業」というのは従来からの介護予防事業を意味していると解釈してよいか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

市の行う事業には、トレーニングマシンを使ったものが複数あるので、トレーニングマシンに着目して、言葉の整理をしたらどうか。はじめに答申事項の箇所の説明を入れてはどうか。

○委員

答申事項のはじめに「市の行っているトレーニングマシンを用いた事業は、複数あり、そのうちの『介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）』については、当面の間、利用者に負担を求めずに事業を継続することが妥当である。」とするとわかりやすいのではないか。

○会長

新総合事業でいうところの「介護予防事業」と旧来の「介護予防事業」という言葉が、答申案の中に混在しているので、わかりにくいのだと思われる。

○委員

トレーニングマシンを用いた介護予防事業には、国の定義するところの介護予防事業と市で行っている介護予防事業がある。このうちの市で行っているものを「トレーニングマシン（一般開放）」と定義することでわかりやすくなるのではないか。

○会長

「本市で行っているトレーニングマシンを用いる事業には、一般介護予防事業として行うものと、以前から継続している介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）がある。」という定義を入れ、その後に、資料2の答申事項につなげるということではどうか。

附帯意見の中の「検討が妥当である」は、「検討することが妥当である」に修正した方がよい。

○委員

答申理由の8行目の「無料とすることが妥当といえる。」と10行目の「利用者に負担を求めず継続すべきと考える」が重複しているので、ひとつにまとめたらどうか。

○委員

8行目の「無料とすることが妥当といえる」を削除し、また、9行目の「健康づくりの動機付けに貢献することが期待できることから」も、8行目と重複することから削除し、ひとつの文章にしてはどうか。

○委員

後段で改めて記載しているのので、3行目の「が、これらの事業の目的は、健康づくり・介護予防の動機付けとして実施している。」も削除してよいのではないかと。

○委員

これまでの審議の内容を盛り込んでいる内容であるので、よいと思う。

○委員

附帯意見の「フレイル予防」は専門的な用語ではないか。「虚弱」などに言い換えられないか。「フレイル」という言葉は、市民にとってわかりにくい用語ではないか。

○事務局

市としては、今後「フレイル予防」という概念を広めていきたいと考えている。

○会長

それでは、介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）についての答申についての議題は終了する。細かな修正については、事務局と会長である私とで行う。

次に、「第4期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方（答申案）」についての説明を求める。

○事務局

— 資料3について説明 —

○会長

これについての意見はあるか。

○委員

「1 諮問事項」の「当たって」は、諮問に合わせて平仮名「あたって」がよい。

また、同じ理由から「基本的な考え方」の後に「について」が入った方がよい。

○事務局

諮問に合わせて訂正する。

○委員

「2 答申事項」の「(2) 基本的視点」の③の中の「地域福祉施策（特にネットワークの構築を目的とした事業）」とは、地域協力ネットワークを念頭に置いていると考えてよいのか。

○事務局

生活支援コーディネーターやふれあいのまちづくりなども含んでいる。

○委員

「2 答申事項」の「(2) 基本的視点」の①について、どのように、地域包括ケアシステムとの整合を考えているのか。

○事務局

具体的には、今後、策定・普及委員会で検討していくことになるが、視点としては、4期の地域福祉計画の中で地域包括ケアシステムとの位置づけていくという視点を持って計画策定に取り組むべきであるということである。

○委員

地域包括ケアシステムが今後どのように展開していくか分からないが、ただ、国の動向としては、このシステムを高齢者だけでとどめずに展開していくという方向性はみえているので、国の動向が見えてから、このシステムについて考えていくのでは遅いと思う。

たとえば、現在行っている地域福祉コーディネーターの取組も、現在では当たり前の取組になっているが、西東京市は先んじて取り組んだことが現在の大きな成果につながっていると思う。

なので、難しいことかもしれないが、地域福祉計画の策定に当たっては地域包括ケアシステムについても考える余地を与えてもらいたい。

○会長

「地域福祉計画により実施する事業」となっているが、「事業」でよいか。

○委員

地域包括ケアシステムは、医療、生活支援、介護を一体的に進めていく形になるが、その中で、地域福祉計画と地域包括ケアシステムは、概念的な部分でのつけあわせをするよりも、個々の事業が地域包括ケアシステムの中では、どう位置づけられるかを検討した方がよいと考えている。

○事務局

地域福祉計画は、福祉に関する上位計画であるので、この部分の「地域福祉計画により」については、「地域福祉計画に基づいて」に訂正したい。

○委員

「2 答申事項」の「(2) 基本的視点」の③の1行目から2行目にかけて、「について」が続くので、「それぞれの事業について」を「それぞれの事業の」に修正した方がよい。また、3行目の「又は」は平仮名で「または」ではないか。文章全体が長いので分かりにくい。

○事務局

2行目の「その結果により整理・統合が可能な点については、それを行うなど、」について削除することで、文章を短くしたい。

○委員

これまでの審議内容を十分に取り入れた内容となっているので、他には修正を要す点は無い。

○委員

これまでの審議の中で様々な角度から色々な意見が出たが、簡潔にまとめてもらっているため、他には修正を要する点は無い。

○会長

文言修正も含めて確認したので、これで答申案を確定する。細かな修正については、事務局と会長である私とで行う。その他事務局から何かあるか。

○事務局

平成29年1月12日に会長、副会長から市長に対して、答申書の交付を予定している。確定した答申については、後日郵送させていただきます。

○会長

これで本日の会議は閉会する。